

# 株式の分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 9 月 13 日

## 株主各位

埼玉県さいたま市中央区上落合 2 丁目 3 番 1 号  
株式会社 ゴルフ・ドゥ  
代表取締役社長 伊東 龍也

当社は、平成 25 年 5 月 27 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）付をもって、当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）付をもって、当社定款第 6 条を変更し、44,000 株から 4,400,000 株といたします。

以上

---

## お知らせ及びご注意

- 株式の分割の実施と同時に、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）付をもって、100 株を 1 単位とする単元株制度を採用いたします。これにより、平成 25 年 9 月 26 日（木曜日）付をもって、名古屋証券取引所セントレックス市場における売買単位は 1 株から 100 株に変更となります。
- 平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いします。